

議案第60号

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出

清水町長 阿部一男

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、清水町の会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「第1号会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(報酬)

第3条 第1号会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別表に規定する職別報酬額上限表の職及び種別に応じて、同表に定める額を超えない範囲内において、規則で定める額の報酬を支給する。

2 第1号会計年度任用職員には、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬及び深夜割増報酬並びに費用弁償を支給する。

3 前2項の支給は、他の条例に規定する場合のほか現金で行わなければならない。ただし、第1号会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(時間外勤務報酬)

第4条 第1号会計年度任用職員であつて、定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられた者には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務報酬を支給する。

2 時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、第1号会計年度任用職員の勤務時間の合計が常勤職員の勤務時間を超えない場合のこの項の規定の適用については、「100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

(休日勤務割増報酬)

第5条 第1号会計年度任用職員であつて、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月5

日までの日（祝日法による休日を除く。）並びにこれらの日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた者（これらの日の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。）には、休日勤務割増報酬を支給する。

- 2 休日勤務割増報酬の額は、清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号。以下「給与条例」という。）第12条の2の規定により支給される休日勤務手当の例による。

（深夜割増報酬）

第6条 第1号会計年度任用職員であって、定められた正規の勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である者には、深夜割増報酬を支給する。

- 2 深夜割増報酬の額は、給与条例第12条の3の規定により支給される深夜割増手当の例による。

（報酬の支給）

第7条 第1号会計年度任用職員の報酬（時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬及び深夜割増報酬を含む。以下この条において同じ）は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。

- 2 新たに第1号会計年度任用職員となった者には、その日から報酬を支給する。
- 3 第1号会計年度任用職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。
- 4 月額で報酬が定められた第1号会計年度任用職員に前2項の規定により報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のとき又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその計算期間の現日数から当該第1号会計年度任用職について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第8条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1）月額による報酬 報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額

- （2）日額による報酬 報酬の日額を1日に勤務する時間数で除して得た額

- （3）時間額による報酬 第3条第1項の規定に基づき規則で定める額

（報酬の減額）

第9条 月額又は日額により報酬を支給する第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給のものに限る。）による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

（通勤に係る費用）

第10条 第1号会計年度任用職員には、その通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例第9条の3の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。

（出張に係る費用の弁償）

第11条 第1号会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、出張に係る費用を弁償する。

2 出張に係る費用の弁償は、清水町職員等の旅費に関する条例（昭和35年清水町条例第1号）の適用を受ける職員の旅費の例による。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表

職別報酬額上限表

職種	月額	日額	時間額
行政職	180,700円	8,610円	1,110円
福祉職	161,300円	7,680円	990円
医療職	254,500円	12,120円	1,570円
介護職	243,480円	11,600円	1,500円
教育職	281,600円	13,410円	1,730円
労務職	268,600円	12,790円	1,650円